

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
第1回会議 次第

日 時 平成25年4月21日（日）

午前10時から

場 所 印西地区環境整備事業組合

3階 大会議室

次第	資料	頁
1 開会		
2 委嘱式	委員名簿（案）	1
3 組合管理者あいさつ		
4 組合職員等の紹介	担当職員等名簿	2
5 関係法規について	附属機関条例	3
	附属機関条例施行規則	8
	組織細則	10
	運営細則（案）	12
	会議傍聴遵守事項（案）	14
6 諮問書について	諮問書	16
7 委員長及び副委員長の選任		
8 次期中間処理施設整備事業の経緯について	次期中間処理施設整備事業の経緯	18
	前回計画における用地の評価に関する報告書（一部抜粋）	19
9 今後のスケジュール（案）について	全体スケジュール（案）	29
	会議開催概要（案）	30
10 事業推進手法の比較について	事業推進手法の比較	31
11 会議の運営（案）について	会議の運営（案）	32
12 その他		
13 閉会		

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
委員名簿

附属機関条例及び組織細則に基づく規定			委嘱者（敬称略・委員構成の詳細毎50音順）				
委員構成	委員構成の詳細		定数	職	氏名		備考
						ふりがな	
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に関する学識経験を有する者		4人以内		河邊 安男	かわべ やすお	一般財団法人 日本環境衛生センター 理事 東日本支局 環境工学部 部長
					鬼沢 良子	きざわ りょうこ	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
					土田 寛	つちだ ひろし	東京電機大学 東京千住キャンパス 未来科学部 建築学科 教授
					寺嶋 均	てらしま ひとし	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 会長
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	5人以内		亀倉 良一	かめくら りょういち	
					黒岩 七三	くろいわ しちぞう	
					黒須 良次	くろす りょうじ	
					堀本 桂	ほりもと けい	
					山口 進	やまぐち すすむ	
		白井市	3人以内		柴田 圭子	しばた けいこ	
					藤森 義韶	ふじもり よしつぐ	
					渡邊 忠明	わたなべ ただあき	
		栄町	2人以内		玉野 辰弘	たまの たつひろ	
					山本 博久	やまもと ひろひさ	
管理者が必要と認める者	印西クリーンセンター環境委員会住民側委員	1人		平井 健男	ひらい たけお		
合計			15人以内				

**印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
担当職員等名簿**

1. 事業主体

組 織 名 : 印西地区環境整備事業組合
 住 所 : 〒270-1352 印西市大塚一丁目1番地1
 電 話 番 号 : 0476-46-2734 (技術班直通)
 FAX 番 号 : 0476-47-1765
 E - m a i l : keikaku@inkan-jk.or.jp (技術班宛て)

担当者の所属課及び班名	担当者の職及び氏名	
—	事務局長	岩崎 良信 (いわさき よしのぶ)
印西クリーンセンター	工場長	大須賀 利明 (おおすか としあき)
印西クリーンセンター	主 幹	高橋 康夫 (たかはし やすお)
印西クリーンセンター	主 幹	鳥羽 洋志 (とば ひろし)
印西クリーンセンター 技術班	副主幹	土屋 茂巳 (つちや しげみ)
印西クリーンセンター 技術班	主 査	鈴川 昭夫 (すずかわ あきお)
印西クリーンセンター 技術班	副主査	川砂 智行 (かわすな ともゆき)

2. 組合関係市町

組合関係市町名	担当部及び課名	電話番号
印西市	環境経済部 クリーン推進課	0476-42-5111 (代表)
白井市	環境建設部 環境課	0474-92-1111 (代表)
栄 町	環境課	0476-33-7710 (直通)

3. コンサルタント

会 社 名 : 株式会社 日本環境工学設計事務所
 住 所 : 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-7-3
 電 話 番 号 : 03-3265-0551 (代表)
 担 当 者 : 技術部 課長 朝日 大輔 (あさひ だいすけ)
 技術部 主任 糸山 豊 (いとやま ゆたか)

印西地区環境整備事業組合附属機関条例

〔平成25年2月7日〕
〔条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 管理者に、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、管理者が委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部改正)

- 2 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年3月12日条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「情報公開・個人情報保護審査会委員」を「附属機関の委員」に改める。

別表第1表中

「

情報公開・個人情報保護審査会	日額 7,500 円
----------------	------------

」を

「

情報公開・個人情報保護審査会 委員	日額 7,500 円
印西地区ごみ 処理基本計画 検討委員会 学識経験委員	日額 25,000 円
印西地区ごみ 処理基本計画 検討委員会 委員	日額 7,500 円
次期中間処理 施設整備事業 用地検討委員会 学識経験委員	日額 25,000 円
次期中間処理 施設整備事業 用地検討委員会 委員	日額 7,500 円

」に改め、

別表第2表中

「

情報公開・ 個人情報 保護審査会 委員

」を

「

附属機関 の委員

」に改める。

別表（第2条）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
管理者	印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき策定する一般廃棄物処理計画（し尿を除く。）について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公募による関係市町の住民 (3)管理者が必要と認める者	17人 以内	担任する事務が終了するまで
	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会	次期中間処理施設整備事業に関する用地選定について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公募による関係市町の住民 (3)管理者が必要と認める者	15人 以内	担任する事務が終了するまで

- 備考 1 関係市町の住民とは、関係市町内に住所を有し、又は関係市町内に勤務先の有る者若しくは通学先の有る者をいう。
- 2 関係市町とは、印西市、白井市及び栄町をいう。

印西地区環境整備事業組合附属機関条例施行規則

〔平成25年2月7日〕
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、印西地区環境整備事業組合附属機関条例（平成25年条例第1号。）第5条の規定により、管理者の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議及び議事)

第2条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第3条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 附属機関の庶務を処理する機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、当該附属機関の委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条）

附属機関	庶務担当機関
印西地区ごみ処理基本計画 検討委員会	印西クリーンセンター
次期中間処理施設整備事業 用地検討委員会	印西クリーンセンター

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

組織細則

第1項 目的

この組織細則は、検討委員会の組織に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この組織細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (2) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
- (3) 関係市町 印西市、白井市及び栄町
- (4) 比較対象地 検討委員会が定めた募集方法により、応募のあった用地

第3項 担任する事務の主要項目

附属機関条例第2条別表で規定する「担任する事務」の主要項目は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 次期中間処理施設の整備に適した用地の条件
- (2) 比較対象地の比較評価項目
- (3) 比較対象地の比較評価基準
- (4) 比較評価項目毎の配点
- (5) 用地の募集方法
- (6) 比較対象地の比較評価

第4項 委員構成の詳細

附属機関条例第2条別表で規定する「委員の構成」の詳細は、次表のとおりとする。

なお、次表中「公募による関係市町の住民」に関する定数は、関係市町毎における応募者の多少に関わらず、これを変更しないものとする。

委員構成	委員構成の詳細		定数
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に関する学識経験を有する者		4人以内
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	5人以内
		白井市	3人以内
		栄町	2人以内
管理者が必要と認める者	印西クリーンセンター環境委員会住民側委員		1人
合計			15人以内

第5項 任期

附属機関条例第2条別表で規定する任期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1カ年を予定する。

第6項 委任

この組織細則に定めるもののほか、検討委員会の組織に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この組織細則は、平成25年2月20日から適用する。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

運営細則（案）

第1項 目的

この運営細則は、検討委員会の運営に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 附属機関条例 | 印西地区環境整備事業組合附属機関条例 |
| (2) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 |
| (3) 会議 | 検討委員会の会議 |
| (4) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (5) 委員 | 検討委員会の委員 |
| (6) 比較対象地 | 検討委員会が定めた募集方法により、応募のあった用地 |

第3項 会議等開催予定回数

附属機関条例第2条別表及び印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会組織細則第5項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 会議 | 7回 |
| (2) 先進地の視察 | 1回 |
| (3) 比較対象地の視察 | 2回 |

第4項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催日は、日曜日（昼間）を予定する。
- (3) 会議の時間は、2時間程度を予定する。
- (4) 第1回の会議の開催日は、平成25年4月中旬を予定する。
- (5) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室を予定する。

第5項 会議の公開

会議は、原則公開とする。

ただし、委員長が必要と認める場合は、会議を公開しないものとする。

第6項 会議録の公開

会議の全文を記載した会議録は、検討委員会において確認した後、これを公開する。

第7項 氏名の公表

会議で決するところにより、会議録等に委員の氏名を記載し、公表する場合があるものとする。

第8項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、次に掲げる事項の一切を他人に漏らしてはならないものとする。

(1) 個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるもの。

(2) 検討途中の特定の固有名称及び地名等、事業の円滑な執行に支障を及ぼす恐れのあるもの。

第9項 専門部会

検討委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。

なお、当該専門部会の目的及び組織等は検討委員会で定めることとし、専門部会委員は、委員長が選任する。

第10項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会会議傍聴遵守事項として別に定めるものとする。

第11項 委任

この運営細則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この運営細則は、平成25年2月20日から委員長が選任されるまでの間に適用する。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

会議傍聴遵守事項（案）

第1項 目的

この遵守事項は、会議の傍聴に関し、運営細則第10項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とします。

第2項 用語の定義

この遵守事項における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 運営細則 印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会運営細則
- (2) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
- (3) 会議 検討委員会の会議
- (4) 委員長 検討委員会の委員長
- (5) 係員 印西地区環境整備事業組合の職員

第3項 会議の非公開

運営細則第5項の規定に基づき、委員長が必要と認める場合は、会議を公開しないものとします。

第4項 傍聴人名簿及び傍聴券の交付

会議を傍聴しようとする人は、受付で傍聴人名簿に住所、氏名及び年齢を記載し、傍聴券の交付を受けて、指定の席に着かなければならないものとします。

第5項 傍聴人の受付

傍聴人の受付は、会議の開会時刻の30分前から先着順に行うものとします。

第6項 傍聴人の交代

傍聴人の交代は、認めないものとします。

第7項 傍聴券の返還

傍聴券の交付を受けた人が傍聴を終え退場しようとするときは、これを係員に返還しなければならないものとします。

第8項 傍聴人の制限

傍聴人の数は、傍聴席の都合により制限することができるものとします。

第9項 議場への入場禁止

傍聴人は、議場に入ることができないものとします。

第10項 傍聴席に入ることのできない人

次に掲げる事項のいずれかに該当する人は、傍聴席に入ることができないものとします。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している人
- (2) 酒気を帯びていると認められる人
- (3) その他議場の秩序を乱すおそれのある人

第11項 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならないものとします。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、又はえり巻の類を着用しないこと。
ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 飲食、私語又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしないこと。
ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第12項 注意又は退場

傍聴人がこの遵守事項に違反し、委員長が口答により注意又は退場命令した場合、当該違反者は、これに従わなければならないものとします。

第13項 委任

この遵守事項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定めます。

附 則

この遵守事項は、平成25年2月20日から委員長が選任されるまでの間に適用する。

印環第 号
平成25年4月21日

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会 委員長 様

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正直

諮問書（案）

次期中間処理施設整備事業に関する用地選定について、下記の事項を諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 次期中間処理施設の整備に適した用地の条件に関する事。
- (2) 貴検討委員会が定めた方法により募集する用地（以下「比較対象地」という。）の比較評価項目に関する事。
- (3) 比較対象地の比較評価基準に関する事。
- (4) 比較評価項目毎の配点に関する事。
- (5) 用地の募集方法に関する事。
- (6) 募集の結果、応募がなかった場合の対応に関する事。
- (7) 比較対象地の比較評価（候補地の選定）に関する事。
- (8) 候補地の周辺住民との合意形成に関する事。
- (9) その他、用地選定において必要と認められる事項に関する事。

2. 諮問の趣旨

現中間処理施設である印西クリーンセンターは、昭和61年に稼働開始し、平成11年に3号炉の増設を経て、今年で28年目を迎えました。

ごみを安全確実に処理するために、各種設備の定期点検や補修工事などの維持管理を適切に行い、排出ガスなどの環境影響について、法規制はもとより、周辺の自治会等と締結した、より厳しい「公害防止協定値」を遵守するなど、これまで安定した操業を継続しております。

しかしながら、ごみ処理施設の耐用年数は、概ね30年といわれ、今後、建物や主要設備である焼却炉・ボイラー・タービン発電機をはじめとする設備・制御機器全体の老朽化などにより、安定した操業への支障が懸念されます。

また、新たなごみ処理施設を整備するにあたっては、長期の期間を要することから、次期中間処理施設整備事業の推進については、印西地区における重要かつ緊急の課題であります。

中でも「用地選定」については、当該事業の推進における大きな課題事項であることから、「専門的知識・経験の活用、施策検討過程における民意の反映及び透明性の確保」などを図ることで、適切かつ円滑に検討を進めるべく、印西地区環境整備事業組合附属機関条例（平成25年条例第1号）により、貴検討委員会を設置させていただきました。

つきましては、全9項目からなる上記の諮問事項について、貴検討委員会のご意見を頂戴したく、お諮りするものです。

3. 答申の時期

- (1) 上記の諮問事項のうち、(1)から(6)については、平成25年8月を目途に答申をお願いいたします。
- (2) 上記の諮問事項のうち、(7)及び(8)については、平成26年3月を目途に答申をお願いいたします。
- (3) 上記の諮問事項のうち、(9)については、必用に応じ答申をお願いいたします。

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
次期中間処理施設整備事業の経緯

1. 印西クリーンセンター関連の主要事項（施設整備等）

時期		経緯
昭和61年度	4月	印西クリーンセンター稼働開始（1・2号炉、粗大ごみ処理施設）
平成5年度	4月	温水センター開設結果
平成8年度	4月	地域冷暖房システムへの余熱（蒸気）供給開始
平成10年度	3月	3号焼却炉増設工事竣工
平成11年度	6月	印西地区一般廃棄物最終処分場業務開始
平成13年度	3月	ダイオキシン対策工事竣工（1・2号炉）
平成19年度	4月	電気集塵機及び誘引送風機更新工事竣工（1号炉）
平成20年度	4月	集塵設備更新及び空冷壁設置工事竣工（2号炉）

2. 次期中間処理施設整備事業

平成20年度	12月	現在地内の建替用地（テニスコート部）での次期施設整備を正副管理者に説明する。
	12～1月	上記計画を組合議会及び関係市町村議会に説明したところ、現在地ありきではなく、他の場所も検討すべきとの意見が示される。
平成21年度	6月～	次期中間処理施設整備検討委員会を設置する。 （平成23年3月までに、計12回の会議を開催する。） （次期中間処理施設整備基本計画の検討及び事業用地の選定を担当する。）
	9月	検討委員会にて、「より望ましい土地」「不利な土地」の条件を整理し、組合関係市町村へ比較検討地の抽出を依頼する。
	10月	「営農組合」から施設誘致の要望書が提出されるが、検討委員会にて、用地の一般募集をしていないことから、公平性を期す観点から、比較検討地に加えないこととした。
	11月	組合関係市町村より5箇所が抽出され、現在地を加えた計6箇所を比較検討地とする。
	1月	中央駅北地区町内会自治会連合会から、「現在地以外の場所で、環境に配慮した施設整備を望む」とした要望書が提出される。（署名3,547人）
	3月	市町村合併により組合関係市町が印西市、白井市及び栄町の3団体となる。 （印西市が印旛村及び本埜村を吸収する。）
平成22年度	4月	検討委員会が、比較検討地における評点合計の上位3箇所を管理者へ報告する。 （上位3箇所の経済性比較資料を添付）
	4月	正副管理者会議にて、上位3箇所を候補地とすることで決定する。
	5月	上位3箇所の立地市である印西市に所見を求める。
	11月	印西市より、上位3箇所のうち9住区又は現在地が望ましいとの回答がある。
	3月	正副管理者会議にて、上記2箇所に絞り再度比較検討することとした。
	3月	検討委員会が、次期中間処理施設整備基本計画（案）を管理者へ報告する。
平成23年度	5月	正副管理者会議にて、印西市のまちづくりにおける総合的な観点から、9住区がより望ましいと合意し、建設予定地として決定する。
	7～1月	建設予定地を9住区とした住民説明会を計11回開催する。
平成24年度	7月	印西市長選挙（板倉新印西市長）
	7月	建設予定地の不動産鑑定業務が完了 （買収面積37,500㎡）（1㎡当り57,200円～58,500円）
	8月	板倉新印西市長が管理者に就任
	11月	印西市長から管理者へ、「現計画の白紙撤回」が申し入れされる。
	2月	管理者の附属機関として、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会を設置する。
	3月	上記検討委員会の住民委員を公募する。（委員総数15人中10人）

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

前回計画における用地の評価に関する報告書

(一部抜粋)

印西地区次期中間処理施設整備検討委員会

次期中間処理施設事業対象用地の評価 に関する報告書

平成 22 年 3 月

印西地区次期中間処理施設整備検討委員会

■事業対象用地比較検討評価

5. 比較検討地の抽出条件の設定

5.1 より望ましい土地の条件

市町村による比較検討地の抽出にあたり、次期中間処理施設の事業用地としてより望ましい土地の条件を整理しました（下表に示します）。

表 5-1 より望ましい土地の条件

項目	望ましい条件	備考
1. 土地の面積	広いほど望ましい	5ha 以下程度でよい
2. 土地の形状等	形がいびつではないこと。 平坦であること。	建屋等を配置しやすい土地の形
3. 周辺の状況	周辺に住宅等が少ないこと	住宅群から 300m以上離れている、等
4. 道路状況	大型車がアクセスできること	幹線道路に接している、等
5. インフラ整備	電気、水道、電話、下水道等が敷地周辺まで整備されていること	電気は高圧または特高
6. 土地の取得	土地入手の可能性が高いこと	公有地等
7. 余熱利用	余熱利用がしやすい	

※ あくまでも「より望ましい」条件であり、抽出のための絶対的な条件とは異なる。

5.2 不利な土地の条件

市町村による比較検討地の抽出にあたり、次期中間処理施設の事業用地として、不利な土地の条件を整理しました（印西地区において規制がない等該当しないものを除く）。

5.2.1 法的制約の条件

法規制に関わる地域・地区の制約等を表 5-2 に示します。

表 5-2 施設整備検討地の選定に関わる法規制等 (1/2)

区分	指定・規制地域名称	ごみ処理施設建設への制約	地区等の説明	主な規制内容(容積率、建ぺい率)		廃棄物処理施設整備との関連	現クリーンセンターの状況
				印西市、白井市、本埜村、印旛村 (印西都市計画)	栄町 (成田都市計画)		
用途地域関連	第1種低層住居専用地域		低層住宅の良好な環境を守るための地域	容積率：50,80,100,150% 建ぺい率：30,40,50,60%	容積率：50% 建ぺい率：30%、 容積率：100% 建ぺい率：50%	都市計画区域内において、ごみ焼却場その他の処理施設を建築する場合は、都市計画で敷地の位置の決定がなされなければならない(建築基準法第51条) 都市計画事業として行なう開発行為は規制(都道府県知事等の許可)を受けない(都市計画法第29条)。	—
	第2種低層住居専用地域※1		主に低層住宅の良好な環境を守るための地域	—	—		—
	第1種中高層住居専用地域		中高層住宅の良好な環境を守るための地域	容積率：200% 建ぺい率：60%	容積率：200% 建ぺい率：60%		—
	第2種中高層住居専用地域		主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域	容積率：200% 建ぺい率：60%	—		—
	第1種住居地域		住居の環境を守るための地域	容積率：200% 建ぺい率：60%	容積率：200% 建ぺい率：60%		—
	第2種住居地域		主に住居の環境を守るための地域	容積率：200% 建ぺい率：60%	—		該当 ※2
	準住居地域		沿道地域の特性にふさわしい業務の利便性の増進を図りつつ、住居環境をまもるための地域	容積率：200% 建ぺい率：60%	—		—
	近隣商業地域		近隣住民に日用品の供給を行うための商業その他の業務の利便を増進するための地域	容積率：200% 建ぺい率：80%	容積率：200% 建ぺい率：80%		—
	商業地域		主に商業その他の業務の利便を増進するための地域	容積率：400・600% 建ぺい率：80%	—		—
	準工業地域		主に環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するための地域	容積率：200% 建ぺい率：60%	—		—
	工業地域		主に工業の利便を増進するための地域	容積率：200% 建ぺい率：60%	—		—
	工業専用地域		工業の利便を増進するための地域	容積率：200% 建ぺい率：30,60%	容積率：200% 建ぺい率：60%		—
	市街化調整区域	千葉県 ※3	市街化を抑制すべき区域	容積率：200% 建ぺい率：60%	容積率：200% 建ぺい率：60%		—

【一：該当なし】

※1：第2種低層住居専用地域は、印西都市計画と栄町の都市計画で指定がない。

※2：現クリーンセンターは、用途地域としては、第2種住居地域に該当するが、都市計画上の都市施設用地として都市計画決定が行なわれている。

※3：千葉県の廃棄物処理施設の立地に関する基準(民間の廃棄物処理施設を対象)では、市街化調整区域内(原則として開発行為はできない)が除外すべき地域となっているが、本計画対象は公共施設として都市計画決定されるものであり、建設は可能。

【凡例】

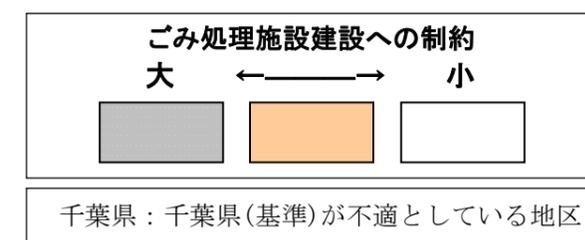


表 3-2 施設整備検討地の選定に関わる法規制等 (2/2)

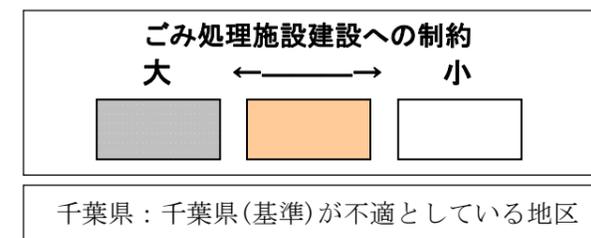
区分	指定・規制地域名称	ごみ処理施設建設への制約	当該指定・規制地域の説明	規制の内容	廃棄物処理施設整備との関連	印西地区の状況	現クリーンセンターの状況
農・緑の保全関連	生産緑地地区		農用地等の緑地としての機能を生かし、良好な都市環境の形成に資するための地区	建築物その他の工作物の新築などを行う場合には許可が必要 など	公共施設の設置は許可不要。	該当あり (各市町村の都市計画による)	—
	自然公園 (県立自然公園)	特別地域	千葉県	優れた自然の風景地に区域を画して設けられる公園で、保護計画・利用計画が定められる。(根拠法：自然公園法、千葉県立自然公園条例等)	工作物の新築等に知事の許可が必要(第1種特別地域は開発行為が不可)		該当あり(県立印旛手賀自然公園の特別地域、普通地域) 本埜村、印旛村、栄町は該当あり 印西市は、普通地域のみ該当 白井市は、該当なし
		普通地域	千葉県	知事が定める基準を超える工作物の新築等には届出が必要			
農用地区域			県が指定する農業振興地域内において、農用地、農業施設用地として利用すべき土地	農用地区域内において開発行為(建築物の新築等)をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可が必要 など	農業振興地区の解除が必要。	該当あり (各市町村が定める)	—
鳥獣・歴史資源関連	鳥獣保護区	鳥獣特別保護区	千葉県	鳥獣の保護を図るため特に必要があり、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域	・建築物その他の工作物を新築等の場合、許可が必要(法第29条) ・県指定の保護区の場合は知事の許可		該当しない
		鳥獣保護区	千葉県		開発行為の制限は無い	開発行為の制限がない	該当あり 白井市のみ該当なし
	埋蔵文化財・指定文化財	各々の状況による※1	古墳、城跡その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの	重要な物として指定された文化財について、現状の変更、保存への影響を及ぼす行為を行う場合には、許可が必要 など	当該文化財の状況により判断されるが、基本的には不適當。	該当あり (かなりの数が広く分布)	—
土砂災害等関連地域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害危険箇所等		千葉県※2	急傾斜地崩壊、土石流、地すべり等の危険がある地区や区域に対して、危険箇所の周知や施設設置の制限を行なう区域、箇所等	急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造をする場合には、許可が必要 など	国又は地方公共団体が行う場合はあらかじめ協議することをもって足りるとされる。	該当あり (各構成市に複数箇所)	—

【一：該当なし】

※1：文化財等の各々の状況により、施設建設時の困難性が異なる。

※2：千葉県基準では、急傾斜地崩壊危険区域のみ指定あり。

【凡例】



5.2.2 千葉県基準に基づいた条件

千葉県の「廃棄物処理施設の立地に関する基準」を踏まえるものとし、表 3-2 に示すものの他、下記に示す土地は避けることが望ましいと考えます。

- 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からおおむね 100m 以内の土地。
- 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続き中又は事業認可の事前協議中のもの）を原則として含まないこと。

本制約は民間事業者に対するものですが、本候補地選定の際にも参考とします。

ただし、「土地区画整理事業予定」区域については、計画に対して支障が無い場合は、不適とはしません。

5.2.3 災害防止に関わる条件

災害を受ける危険のより少ない場所（下記に示す土地以外の場所）を選定することが望ましいと考えます。

- 千葉県地震被害想定調査の液状化危険度予測(PL 値)から、一般的に液状化対策が必要な PL 値 5 以上の場所
- 千葉県公表情報である土砂災害危険箇所のうち、該当のあった急傾斜崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所
- 利根川の氾濫による浸水想定区域（洪水ハザードマップ）

■液状化予測（PL 値の判定区分）

- 0 < PL ≤ 5 液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対してより詳細な調査が必要
- 5 < PL ≤ 15 液状化危険度がやや高い。特に重要な構造物に対してより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要
- PL > 15 液状化危険度が高い。詳細な調査と液状化対策が不可避
(千葉県地震被害想定調査報告書より)

5.2.4 生物多様性に関わる条件

生物多様性にかかわる里山、貴重種や植物群落を含む植生等についても配慮します。

5.2.5 その他

その他、下記の地区については原則として避けることとします。

- 明らかに入手が困難であると分かっている場所
- 公園やグラウンド等、他の用途として利用されている場所

8. 比較検討地の評価項目・基準

比較検討地の比較にあたって、検討地としての適正、環境影響評価面(自然環境、社会環境)、余熱利用、リサイクルプラザに関する比較評価項目を 25 項目設定しました。また、それぞれのような考え方で点数付けして評価するかの基準を検討しました。

次ページの表に、評価項目とその考え方、点数付けの基準(評価基準)、費用面との関連について示します。

表 8-1 評価の考え方と費用面との関連等の説明

	評価項目			評価の考え方	評価基準	説明	費用面との関連		
	大項目	中項目	細項目						
1	検討地としての適性	検討地の状況	敷地面積	ある一定以上の面積がないと、施設の動線、配置計画、緑化率等を計画する際に制約を受ける。	3点：有効敷地として3ha以上確保でき、施設配置や動線計画にも支障が無い。 2点：有効敷地として3ha以上確保できるが、形状がいびつ等の理由により、施設配置や動線計画に支障を受ける。 1点：有効敷地として3ha未満しか確保できない。	ゾーンで抽出しているため、ゾーン内で3ha以上の土地が確保できるか否かで判断する。	起伏がある場合、平坦にするための造成費が高くなるが、それは費用比較に含み、ここでは平場の広さの関係から、施設計画に支障があるかないかの観点で評価する。 有効な平坦地を確保するために全体面積を大きくとる必要がある土地は費用（土地の購入費）で評価する。 →用地費を評価しない場合は、費用面での評価無し。		
2			土地の形状（平坦さ、形のいびつさ）	同じ敷地面積でも土地の形がいびつな場合や起伏がある場合は、利用できる面積が少なくなり。施設計画や動線計画に支障がでる。					
3			地盤の状況	軟弱な地盤の場合、地盤沈下や舗装の補修等支障が出る。	3点：地盤沈下の恐れが無い。 2点：地盤沈下の可能性がある。 1点：地盤沈下がある。			環境省報道発表概要概況（年間2cm以上の箇所を示している）と、湿地の有無等により判断する。	液状化については、災害の項目で評価する。 杭や地盤改良の必要性については費用面で評価する。
4		法令関係他	用途地域等	用途地域等	中間処理施設を建設する場所が、土地の用途に適合したほうが良い。	3点：工業専用地域、工業地域、準工業地域（または市街化調整区域） 2点：第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 1点：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域	不適である地域は、比較検討地の選定時点で除外されている。		
5				用地規制等	生産緑地、農用地区域、鳥獣保護区などは、規制の趣旨から見て本来工場の設置は避けたほうが良い。	3点：農用地区域を含まず、埋蔵文化財包蔵地でもない。 2点：農用地区域を含むか、埋蔵文化財包蔵地を含み、その工期の延伸が概ね半年以内。 1点：農用地区域を含み、工期の延伸が1年以内。	評価区域に該当があるものは農用地のみ。		
6				埋蔵文化財	埋蔵文化財がある場合、工事を行なうための届出や埋蔵品が出てきた時の扱いなど様々な制約が掛かり、工期が長期間延伸する恐れがある。	3点：農用地区域を含まず、埋蔵文化財包蔵地でもない。 2点：農用地区域を含むか、埋蔵文化財包蔵地を含み、その工期の延伸が概ね半年以内。 1点：農用地区域を含み、工期の延伸が1年以内。	重要な埋蔵文化財で工事に相当の支障がある場合は、検討地として除外する。		
7				建築規制	建ぺい率、容積率、高さ制限等の制約によっては、例えば維持管理スペースが十分に確保できないなどの支障がある。	3点：施設計画、特段の支障が無い。 2点：多少制約はあるが、特に問題とはならない。 1点：施設計画、制約を受ける。		費用とは別な機器配置のしにくさや維持管理の困難性を評価する。（制約が費用に影響する場合は、費用のほうで評価する）	
8				災害の危険性	災害の危険性の少ない土地が望ましい。（土砂災害等危険区域、液状化危険地区、洪水履歴）	3点：当該危険地域に該当しない。 2点：該当するが費用をかけることにより危険回避が可能。 1点：費用をかけても多少の障害が予想される。	費用をかけても不安がある土地については、検討地から除外。	災害対策が必要な場合は費用面で評価する。	
9				航空規制（煙突高さ）等	航空規制により煙突の高さが制限された場合、環境影響をより少なくするという選択肢が制約される。	3点：高さ制限がない。あっても100m以上の煙突設置可能。 2点：高さ制限はあるが、60m以上の煙突設置が可能。 1点：高さ制限により60m未満の煙突しか立てられない。	成田空港と下総航空基地について調査。 100m：一般に高いと思われる高さ。 60m：現行施設（59m）の高さ。 （最終的にはアセスメントで評価される）		
10				インフラの整備状況	上水道、特高の受送電設備		3点：両方整備されている。 2点：送電設備が付近にある。 1点：上水道のみ整備されている。		
11					排水先 公共下水道	道路、電気、電話、水道、下水道、排水路、ガス等が整備されていることが望ましい。	3点：下水道が整備されている。 2点：計画あり。 1点：計画なし。		
12					道路		3点：既に、整備されており、改良の必要なし。 2点：十分な幅員の道路整備計画がある。 1点：道路があるが改良の必要がある。		

	評価項目			評価の考え方	評価基準	説明	費用面との関連	
	大項目	中項目	細項目					
13	環境影響評価面①	自然環境	動植物貴重種等	貴重な生き物（希少種、貴重な植物群落等）の生息地は避ける	3点：貴重な生き物は、現在、いない。 2点：貴重な生き物が生息する（市町村の調査による。国、県レッドデータブックに記載なし） 1点：国、県レッドデータブックに記載のある動植物が生息する。			
14			生物多様性	生態系ネットワークの保全	崖沿いの緑、里山、里沼、谷津田などの多様な生物を育む生態系の保全に支障がないことが望ましい	3点：生態系ネットワークに支障ない。 2点：生態系ネットワークにやや支障がある。 1点：生態系ネットワークを阻害、中断し、影響が大きい。		
15				生物の種類が多い生息地	猛禽類などの高次消費者の生息するまとまった森林、草原、水辺などは避けることが望ましい	3点：猛禽類など高次消費者の営巣地、餌場ではない。 2点：猛禽類など高次消費者の餌場の可能性がある。 1点：猛禽類など高次消費者の営巣地、餌場である。		
16				里山景観	里山景観地（田んぼ、畑、草原、樹林地等）として重要な要素を阻害しないことが望ましい	3点：里山景観地の構成要素を阻害しない。 2点：里山景観地の構成要素への影響がある。 1点：里山景観地の構成要素への影響が著しく大きい。		
17			水源涵養・湧水保全	水源の涵養、湧水や地下水脈の保全に影響のない場所が望ましい	3点：水源、湧水の保全についての影響はない。 2点：水源、湧水の保全についての影響がある。 1点：水源涵養を阻害し、湧水地を破壊するなどの影響がある。			
18		地球環境	温暖化防止の観点から、CO2等の発生が少ないほうが良い。	3点：現行の収集運搬距離より2割以上削減される。 2点：現状の収集運搬距離と同程度。 1点：現状の収集運搬距離よりも2割程度増加する。	車両の走行による地球温暖化ガスの発生量を総収集運搬距離で評価する。	収集運搬による費用の増減は、費用面で評価する。（結果として収集運搬距離が短い場合は、地球温暖化の面でも費用面でも有利な評価となる）		
19		環境影響評価面②	社会環境	周辺の住宅等の密集度	住宅から離れているほうが望ましい。	3点：300m以内に住宅が無い。 2点：100m以内に住宅が無い。 1点：100m以内に住宅がある。	住宅の数で評価する場合は各基準の戸数を決定する必要があるが、困難と考えると本基準とした。	
20	学校等からの距離			千葉県基準：学校、保育所、病院、診療所、図書館または特別養護老人ホームから100m以内の土地は避けることが望ましい。	3点：300m以内に千葉県基準対象物及び公園が無い。 2点：100m以内に千葉県基準対象物が無い。 1点：100m以内に千葉県基準対象物がある。	300m以内は、「計画標準案（建設省、昭和35年）：付近300m以内に学校、病院、住宅群または公園が無いこと」による。		
21	現有道路の混雑度			比較検討地周辺現有道路、計画道路に対して、渋滞を引き起こす等の悪影響を及ぼさないか。	3点：現在渋滞はなく、清掃車による交通事情悪化も無い。 2点：清掃車両の割合は大きくなるが、交通事情悪化は無い。 1点：既に渋滞があるか、清掃車両による渋滞が懸念される。		渋滞による収集運搬効率の悪化については費用面で評価する（収集運搬距離が短くても時間がよりかかると判断される場合には考慮する）。	
22	交通安全性		歩行者の安全性の確保	通学路を搬入道路として利用することはできるだけ避け、歩行者等の安全がより高く確保されることが望ましい	3点：大型車の通行に支障が無く、通学路に指定されておらず、歩道も整備されている。 2点：大型車の通行に支障が無い。 1点：大型車の通行に支障がある。	清掃車の通行に支障があり、道路を拡幅しなければならない場合や新設する場合は、設置後の状況で判断する。ただし、費用面や工期の面でマイナス評価とする。		
23			接道状況	将来、清掃車（大型車を含む）の通行に問題なく、施設の出入りに支障が無いほうが良い				
24	余熱利用		余熱利用先があったほうが、余熱の有効利用や利便施設等の計画上の選択肢が広がる。 余熱の有効利用は地球温暖化防止にもつながる。	3点：地域冷暖房及びプール等の余熱利用先がある。 2点：地域冷暖房またはプール等の余熱利用先がある。 1点：発電以外の利用先が無い。		余熱利用先が既に整備されているか、新たに整備するかは費用面で評価する。		
25	リサイクルプラザ		駅から近いなど、プラザ機能を住民が利用しやすいほうが良い。	3点：全地域の中心に近くあり、公共交通機関（主に駅）の利用が容易。 2点：公共交通機関（主に駅）の利用が容易。 1点：公共交通機関（主に駅）の利用が容易ではない。				

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 全体スケジュール (案)

項目		平成25年度(2013年度)																																			
		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
期間種別 →		評価項目・評価基準・配点・募集方法等の検討期間												事業用地の募集期間						比較対象地の比較評価期間																	
(1) 検討委員会の開催 (7回)		●																																			
(2) 先進地の視察 (1回)		●																																			
(3) 比較対象地の視察 (2回)		●																																			
(4) パブリックコメントの募集 (1回)		●																																			
(5) 住民説明会の開催 (2回)		●																																			
(6) 答申書の提出 (2回)		●																																			
(7) 管理者・副管理者会議の開催 ※比較対象地の視察を含む。		●																																			
(8) 事業用地の募集 (3ヶ月間を予定) ※応募を検討されている地区等のご要望に応じて個別説明会を開催する。		●																																			

印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 会議開催概要（案）

	開催日	開催場所	会議概要	ポイント
1	平成25年 4月21日 (日)	組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱式 2. 関係法規（説明） 3. 諮問書（説明） 4. 委員長及び副委員長の選任 5. 次期中間処理施設整備事業の経緯（説明） 6. 今後のスケジュール（説明及び確認） 7. 事業推進手法の比較（説明及び確認） 8. 会議の運営（説明、確認及び決定） 	各種基礎的事項の説明及び会議の運営方法を確認する。
2		組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後のスケジュール（決定） 2. 事業推進手法の比較（確認） 3. 事業用地の募集条件（説明及び確認） 4. 事業用地の評価項目等（説明及び確認） 5. 事業用地の募集方法（説明及び確認） 6. 応募がなかった場合の対応（説明及び確認） 7. 先進地の視察（説明） 	事業用地の募集に必用な検討事項を説明する。
3		先進地視察	<ol style="list-style-type: none"> 1. 先進地視察（日帰りバス視察） 	事業用地決定の経緯、施設内容及び周辺環境の状況などを視察する。
4		組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 先進地の視察結果（報告） 2. 事業推進手法の比較（案の決定） 3. 事業用地の募集条件（案の決定） 4. 事業用地の評価項目等（案の決定） 5. 事業用地の募集方法（案の決定） 6. 応募がなかった場合の対応（案の決定） 	パブリックコメントの募集及び住民説明会の開催に向け、事業用地の募集方法等の案を決定する。
パブリックコメントの募集及び住民説明会の開催（事業用地の募集方法等）				
5		組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. パブリックコメントの募集結果（報告） 2. 住民説明会の開催結果（報告） 3. 事業推進手法の比較（決定） 4. 事業用地の募集条件（決定） 5. 事業用地の評価項目等（決定） 6. 事業用地の募集方法（決定） 7. 応募がなかった場合の対応（決定） 8. 募集方法等の答申書（決定）※中間答申 	パブリックコメントの募集及び住民説明会の開催結果を踏まえ、事業用地の募集方法等に係る答申内容を決定する。
事業用地の募集				
6		比較対象地視察	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業用地の募集結果（報告） 2. 比較対象地の視察（日帰り公用車視察） 	現地及び周辺の詳細確認
7		組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 比較対象地の視察結果（報告） 2. 比較対象地の評価結果（説明及び確認） 3. 候補地の周辺住民との合意形成方法（説明及び確認） 	募集条件を満たさない応募地は、比較対象地から除外する。
8		組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 比較対象地の評価結果（案の決定） 2. 候補地の周辺住民との合意形成方法（案の決定） 	住民説明会の開催に向け、比較対象地の評価結果案を決定する。
住民説明会の開催（比較対象地の評価結果）				
9		比較対象地視察	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民説明会の開催結果（報告） 2. 比較対象地の視察（日帰り公用車視察） 	現地及び周辺の詳細確認（最終確認）
10		組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 比較対象地の評価結果（候補地の決定） 2. 候補地の周辺住民との合意形成方法（決定） 3. 候補地選定の答申書（決定）※最終答申 	住民説明会の開催結果及び現地確認の結果を踏まえ、比較対象地の評価結果に係る答申内容を決定する。

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
事業推進手法の比較

事業推進手法の項目	前回計画	今回計画
1. 検討委員会の有無	有（要綱設置）	有（条例設置）
2. 検討委員会委員公募の有無	無（住民委員は関係市町推薦）	有
3. 検討期間	約1年間（検討委員会設置から答申まで）	
4. 比較対象地の抽出手法	関係市町からの推薦	
5. 比較対象地の抽出範囲	関係市町全域	
6. 検討委員会会議の公開	公開	
7. 検討委員会資料・会議録の公表	公表	
8. 組合メールアドレスを公表し、意見等を常時受付	無	
9. 広報の方法	組合及び関係市町のホームページ・広報紙	
10. パブリックコメントの募集	無	
11. 用地の公表時期	第1段階：評点合計の上位3箇所の報告時点 第2段階：建設予定地の決定時点	
12. 用地検討過程での住民説明会	無（建設予定地の決定後に開催）	
13. 施設規模の検討	直近のごみ処理基本計画における将来推計 ごみ量及び各種公表資料をベースとして検 討（工事仕様書作成時点における最新のご み処理基本計画の将来推計ごみ量に基づき 精査する前提）	
14. 用地面積の検討	上記の施設規模をベースとし、他施設の状 況及びこれまでの操業経験に基づき検討	
15. 用地評価の方法（評価項目）	25項目	
16. 用地評価の方法（評価基準）	3段階評価（重要度の設定：最大3倍）	
17. 現地踏査の有無	無（ビデオ確認）	
18. 液状化危険度予測方法	千葉県公表資料による。	
19. 事業費の算出	各種公表資料をベースとし、上位3箇所に ついて概算算出	
20. 管理者への報告内容	上位3箇所の評点及び概算事業費	
21. 地質調査	用地買収後に実施予定	
22. 不動産鑑定	建設予定地の決定後に実施	

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

会議の運営（案）

1. 会議録の作成方法について

会議録は、記録の正確性を勘案し、全文の会議録とする。（要約版は作成しない）

2. 会議録の署名委員について

会議録の署名委員は、一般的な例にならい、委員長及び委員長が会議の都度指名する2人を加えた計3人とする。

3. 会議録の公開方法について

会議録の公開方法は、組合のホームページに掲載することにより行う。
（関係市町のホームページからも閲覧可能）

4. 発言者の氏名を会議録に記載することについて

会議における発言者の氏名は、会議録の読みやすさ、開かれた検討委員会としてのPR及び透明性の確保を勘案し、会議録に記載する。

5. 委員名簿の記載情報について

委員名簿の記載情報は、開かれた検討委員会としてのPR及び透明性の確保を勘案し、「氏名、居住地大字、性別、年齢及び集合写真」とする。
また、「学識経験を有する者」及び「管理者が必要と認める者」については、所属する組織の「名称及び役職」についても記載情報とする。

6. 委員名簿を公表するとした際の公表方法について

委員名簿の公表方法は、組合ホームページ（関係市町のホームページからも閲覧可能）に掲載することと合わせ、関係市町に広報紙への掲載を依頼する。

7. 委員意見等の提出方法について

会議時間を有効に活用するため、事前に送付する会議資料に対する意見、提案及び質問等は、会議前に事務局まで「書面により提出」することを原則とする。
なお、事務局まで提出のあった書面は、会議前に全委員に送付する。